

新千歳空港周辺における高さ制限 ～航空法に基づく物件の制限～

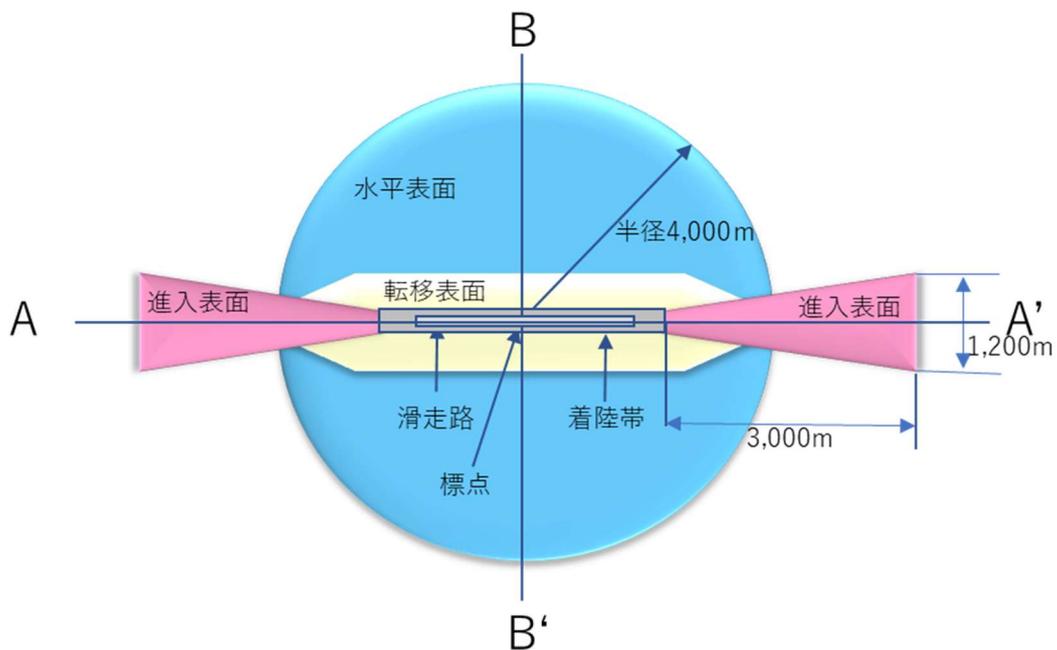
新千歳空港周辺では、航空の安全を確保するため、一定の空域を障害物がない状態に保つ必要があります。

そのため、航空法に基づく制限表面(進入表面、転移表面、水平表面)を設けています。この制限表面を超える高さの物件等※を設置することはできません。

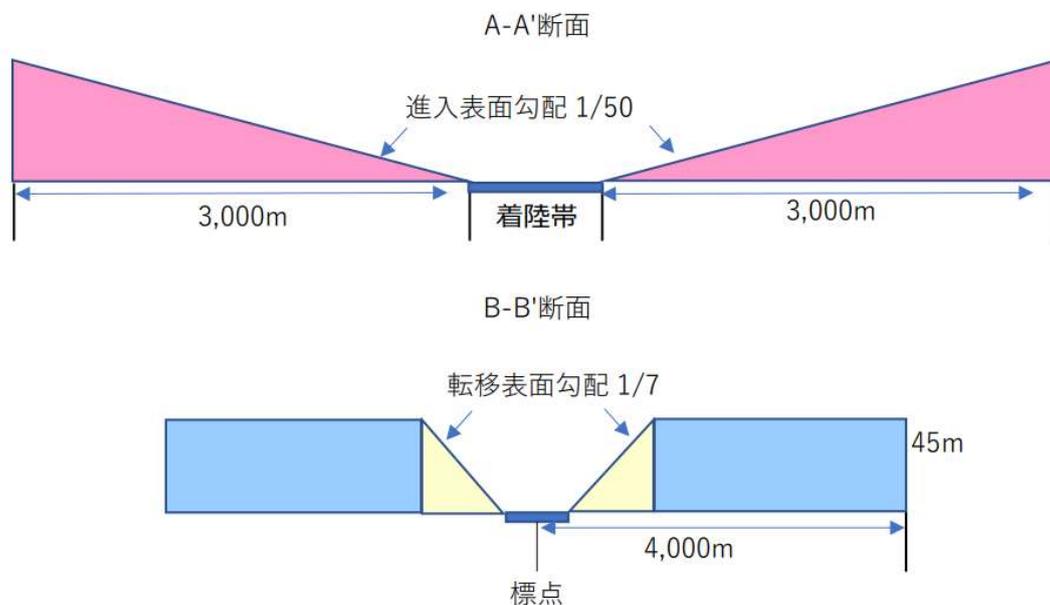
※物件等は、建物・アンテナ・避雷針、クレーン・工事用クレーンなど一時的に設置される物件、看板・電線・電信柱、植物、或は上空に浮揚するアドバルーンやドローン、ラジコン飛行機等も該当します。

制限表面について

平面概略図



断面概略図



進入表面

(航空法 第2条 第7項)

この法律において「進入区域」とは、着陸帯の短辺の両端及びこれと同じ側における着陸帯の中心線の延長三千メートルの点において中心線と直角をなす一直線上におけるこの点から三百七十五メートル（計器着陸装置を利用して行う着陸又は精密進入レーダーを用いてする着陸誘導に従って行う着陸の用に供する着陸帯にあっては六百メートル）の距離を有する二点を結んで得た表面をいう

(航空法 第2条 第8項)

この法律において「進入表面」とは、着陸帯の短辺に接続し、且つ、水平面に対し上方へ五十分の一以上で国土交通省令で定める勾配を有する平面であつて、その投影面が進入区域と一致するものをいう。

水平表面

(航空法第2条第9項)

この法律において「水平表面」とは、空港等の標点の垂直上方四十五メートルの点を含む水平面のうち、この点を中心として四千メートル以下で国土交通省令で定める長さの半径で描いた円周で囲まれた部分をいう。

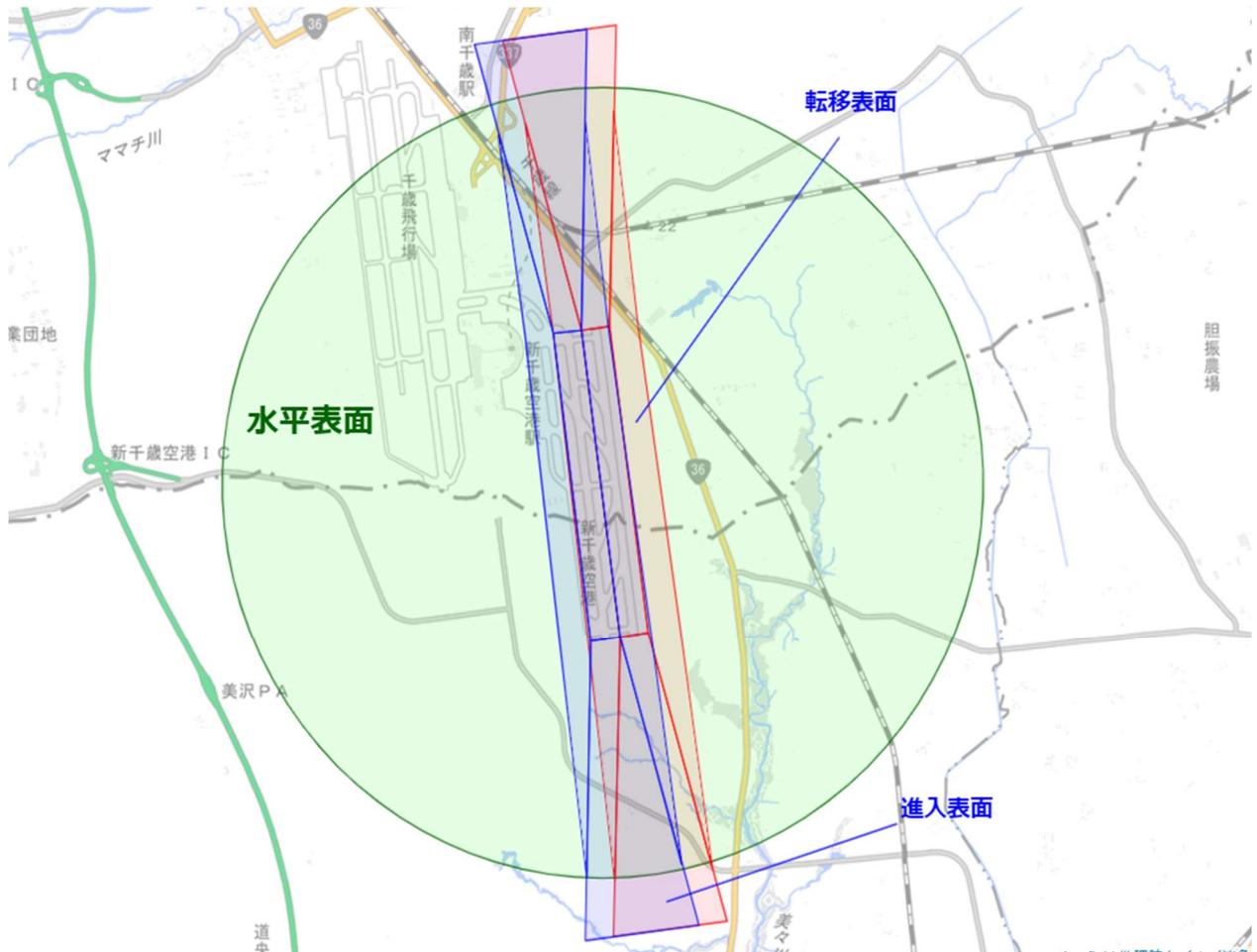
転移表面

(航空法第2条第10項)

この法律において「転移表面」とは、進入表面の斜辺を含む平面及び着陸帯の長辺を含む平面であつて、着陸帯の中心線を含む鉛直面に直角な鉛直面との交線の水平面に対する勾配が進入表面又は着陸帯の外側上方へ七分の一であるもののうち進入表面の斜辺を含むものと当該斜辺に接する

着陸帯の長辺を含むものとの交線、これらの平面と水平表面を含む平面との交線及び進入表面の斜辺又は着陸帯の長辺により囲まれる部分をいう。

新千歳空港の制限表面区域図



【出典：地理院タイル（淡色地図） (<https://maps.gsi.go.jp/development/ichiran.html>)】

新千歳空港には滑走路が2本あり、それぞれの滑走路について、進入表面と転移表面が設定されています。

具体的な地点における制限表面高さについては、「新千歳空港高さ制限回答システム」で確認いただけます。[こちらをクリックしてください。](#)

高さ制限に関する問い合わせや、「新千歳空港高さ制限回答システム」に関する問い合わせは、照会窓口までご連絡ください。

新千歳空港周辺における物件の制限等について照会用紙は、[こちらをクリックしてください。](#)

制限表面の照会窓口

北海道エアポート(株) 新千歳空港事業所 空港運用部業務管理課
住所:〒066-0012 北海道千歳市美々987 番地 22
電話:0123-46-5141

新千歳空港の制限表面の問い合わせと同様に、千歳飛行場(防衛省千歳基地)も同様に制限表面が設定されていますので、航空自衛隊新千歳基地への確認が必要です。

防衛省航空自衛隊千歳基地の電話番号:0123-23-3101